

工事請負契約並びに工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託における
契約の保証に関する取扱いについて

1 工事請負契約（白河市工事請負契約約款（平成23年白河市告示第145号。以下「工事約款」という。）、白河市建設工事に係る測量・調査等業務委託契約約款（平成23年白河市告示第146号。以下「測量等約款」という。）、白河市土木設計業務委託契約約款（平成23年白河市告示第147号。以下「土木設計約款」という。）、白河市建築設計業務委託契約約款（平成23年白河市告示第148号。以下「建築設計約款」という。）又は白河市工事監理業務委託契約約款（平成23年白河市告示第149号。以下「監理約款」という。）により締結する契約をいう。以下同じ。）における契約の保証

- (1) 工事約款、測量等約款、土木設計約款、建築設計約款及び監理約款第4条に規定するとおり、工事請負契約における 契約の保証については 金銭保証を原則とし、契約権者（白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号。以下「規則」という。）第2条第10号に規定する契約権者をいう。以下同じ。）は、落札者又は随意契約の相手方（以下「落札者等」という。）に対し、請負代金額（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託の場合にあっては、業務委託料。以下同じ。）の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかを求め、工事請負契約書（工事請負契約に係る契約書をいう。以下同じ。）案の提出とともに同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、工事約款、測量等約款、土木設計約款、建築設計約款及び監理約款第4条第1項第2号の契約保証金に代わる担保となる有価証券については、国債証券及び地方債証券（当該有価証券の担保価額の算定については、規則第166条第1項に規定するところによる。）とし、各約款第4条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

契約保証金の納付	落札者等が契約保証金の金額に相当する金額の現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）を規則第2条第15号に規定する指定金融機関等に納付し、交付を受けた納入通知書兼領収書（規則第24号様式）
契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供	落札者等が契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を出納機関（規則第2条第13号に規定する出納機関。以下同じ。）に提出し、交付を受けた保管有価証券領収書（第1号様式）

銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

- (2) (1)の規定にかかわらず、規則第98条第1項第7号の規定により、請負代金額が500万円未満の工事請負契約については、契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の請負代金額が500万円以上となる場合は、この限りでない。

2 請負契約締結時における取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から、工事請負契約書案の提出とともに納入通知書兼領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

(a) 納入通知書兼領収書に領収印（収入済印）が押印されていること。

(b) 納入通知書兼領収書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること。

イ 契約権者は、アの確認後、納入通知書兼領収書を、落札者等に返還するものとする。
なお、納入通知確認書兼領収書の写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から、工事請負契約書案の提出とともに保管有価証券領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

(a) 保管有価証券領収書に出納機関の領収印が押印されていること。

(b) 保管有価証券領収書に記載の額面が規則第166条第1項に規定する額以上であること。

イ 契約権者は、アの確認後、保管有価証券領収書を落札者等に返還するものとする。
なお、保管有価証券領収書の写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から、工事請負契約書案の提出とともに、工事請負契約につ

いての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

- (a) 名あて人が契約権者であること。
- (b) 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (c) 保証委託者が落札者等であること。
- (d) 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
- (e) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- (f) 保証に係る工事の工事名（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託の場合にあっては、業務名。以下同じ。）が工事請負契約書案に記載の工事名と同一であること。
- (g) 保証金額が契約保証金額以上であること。
- (h) 保証期間が工期（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託の場合にあっては、履行期間。以下同じ。）を含むものであること。
- (i) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

イ 工事請負契約を締結後、保証書は、出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、落札者等から、工事請負契約書案の提出とともに工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

- (a) 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が契約権者であること。
- (b) 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (c) 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が落札者等であること。
- (d) 公共工事前用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあっては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
- (e) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあっては、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- (f) 保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が請負代金額の10分の1以上であること。
- (g) 保証期間（履行保証保険の場合にあっては、保険期間）が工期を含むものであること。

イ 工事請負契約を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、出納機関で保管し、

その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約権者は、工事約款第43条第1項各号、測量等約款第42条第1項各号、土木設計約款第42条第1項各号、建築設計約款第44条第1項各号又は監理約款第32条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、工事請負契約を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託の場合にあつては、業務。以下同じ。）を完成する見込みがあるときは、工事約款第42条第1項、測量等約款第41条第1項、土木設計約款第41条第1項、建築設計約款第43条第1項又は監理約款第31条第1項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条第1項、測量等約款第42条第1項、土木設計約款第42条第1項、建築設計約款第44条第1項又は監理約款第32条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、収入権者（規則第2条第7号に規定する収入権者をいう。以下同じ。）に通知し、収入権者は歳入の調定をし、契約保証金に係る歳入歳出外現金を歳入へ振り替えるものとする。

イ 契約権者は、工事約款第43条第2項、測量等約款第42条第2項、土木設計約款第42条第2項、建築設計約款第44条第2項又は監理約款第32条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条第1項、測量等約款第42条第1項、土木設計約款第42条第1項、建築設計約款第44条第1項又は監理約款第32条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、出納機関に契約保証金に代わる保管有価証券が市に帰属した旨の通知をする。

イ 契約権者は、工事約款第43条第2項、測量等約款第42条第2項、土木設計約款第42条第2項、建築設計約款第44条第2項又は監理約款第32条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条第1項、測量等約款第42条第1項、土木設計約款第42条第1項、建築設計約款第44条第1項又は監理約款第32条第1項の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書（第2号様式）及び工事請負契約の解除通知の写しを金融機関等に提出し、収入権者に債権発生のお知らせを行う。収入権者は、歳入の調定を行うものとする。なお、保証金請求書の写しを工事

請負契約書と一緒につづっておくものとする。

イ 収入権者は、歳入の調定をしたときは、金融機関等あてに納入通知書兼領収書（規則第24号様式）を送付するものとする。

ウ 契約権者は、工事約款第43条第2項、測量等約款第42条第2項、土木設計約款第42条第2項、建築設計約款第44条第2項又は監理約款第32条第2項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、工事約款第43条第1項、測量等約款第42条第1項、土木設計約款第42条第1項、建築設計約款第44条第1項又は監理約款第32条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を記載した保証金請求書（履行保証保険の場合にあつては、保険金請求書（第2号様式）。以下同じ。）、工事請負契約の解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、収入権者に債権発生のお知らせを行う。収入権者は歳入の調定を行うものとする。なお、保険金請求書の写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

イ 収入権者は、歳入の調定をしたときは、保険会社あてに納入通知書兼領収書を発送するものとする。

ウ 契約権者は、工事約款第43条第2項、測量等約款第42条第2項、土木設計約款第42条第2項、建築設計約款第44条第2項又は監理約款第32条第2項に規定する違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

4 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、工事目的物（工事に関する測量・調査、土木設計及び建築設計業務委託にあつては成果物、監理業務委託にあつては業務報告書。以下同じ。）の引渡しを受けた後、受注者に対し、納入通知書兼領収書を添付した契約保証金還付請求書（規則第60号様式）の提出を求め、歳入歳出外現金の払出命令票に契約保証金還付請求書を添付し、出納機関に送付するものとする。なお、歳入歳出外現金の払出命令票及び契約保証金還付請求書の写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

イ 出納機関は、契約権者から歳入歳出外現金の払出命令票を受領したときは、受注者に契約保証金を還付するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の取扱い

契約権者は、工事目的物の引渡しを受けた後、受注者に対し、保管有価証券領収書を添付した契約保証金還付請求書の提出を求め、契約保証金還付請求書を出納機関に送付

し、保管有価証券を返還するものとする。なお、契約保証金還付請求書の写しを工事請負契約書と一緒に添付しておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

契約権者は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下(3)に同じ。）を受注者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま保管するものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書に係る受領書（第3号様式）を提出させ、保証書に係る受領書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒に添付しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

契約権者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま保管するものとする。

5 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約権者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）が変更後の請負代金額の10分の5以下になるときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金の金額又は契約保証金の金額及び保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書（工事請負契約に係る変更契約書をいう。以下同じ。）案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）を納付した旨の納入通知書兼領収書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から納入通知書兼領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

(a) 納入通知書兼領収書に領収印（収入済印）が押印されていること。

(b) 納入通知書兼領収書記載の金額が契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること。

ウ 契約権者は、イの確認後、納入通知書兼領収書を受注者に返還するものとする。なお、納入通知書兼領収書の写しを工事請負契約書と一緒に添付しておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の保管有価証券領収書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負変更契約書案の提出とともに保管有価証券領収書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

(a) 保管有価証券領収書に出納機関の領収印が押印されていること。

(b) 保管有価証券領収書に記載の額面が規則第166条第1項に規定する額以上であること。

ウ 契約権者は、イの確認後、保管有価証券領収書を受注者に返還するものとする。なお、保管有価証券領収書の写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から工事請負変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

(a) 名あて人が契約権者であること。

(b) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済のものを含む。）があること。

(c) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(d) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(e) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 工事請負契約の変更後、変更契約書は、出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあっては(a)から(f)まで、履行保証保険の場合にあっては(b)から(g)まで）等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

(a) 債権者が契約権者であること。

- (b) 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済のものを含む。）があること。
- (c) 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が受注者であること。
- (d) 異動を承認する旨の記載があること。
- (e) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (f) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
- (g) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

ウ 工事請負契約の変更後、異動承認書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

6 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約権者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、受注者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、公共工事履行保証証券の場合にあっては保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、公共工事履行保証証券の場合にあっては保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約権者は、受注者から契約保証金の減額分につき、契約保証金の返還を求める旨の請求を受けたときは、工事請負契約を変更後、歳入歳出外現金の払出命令票に変更後の工事請負契約書の写しを添付し、出納機関に提出するものとする。なお、歳入歳出外現金の払出命令票の写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

イ 出納機関は、契約権者から歳入歳出外現金の払出命令票を受領したときは、受注者に還付するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券についての取扱い

ア 契約権者は、受注者から契約保証金に代わる有価証券の返還を求める旨の請求を受けたときは、保管有価証券の可分性を考慮して、契約保証金の金額の減額変更を決定し、工事請負契約を変更するものとする。

イ 契約権者は、アの工事請負契約の変更後、保管有価証券払出票に変更後の工事請負契約書の写しを添付し、出納機関に提出するものとする。これにより、出納機関は、受注者に有価証券を返還するものとする。なお、契約権者は、保管有価証券払出票の写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（第4号様式）を交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

- (a) 名あて人が契約権者であること。
- (b) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (c) 保証金額を変更する旨の記載があること。
- (d) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- (e) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 工事請負契約の変更後、変更契約書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約権者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

- (a) 債権者が契約権者であること。
- (b) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (c) 債務者が受注者であること。
- (d) 異動を承認する旨の記載があること。
- (e) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (f) 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

ウ 工事請負契約の変更後、異動承認書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

7 工期の延長時の取扱い

契約権者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から工事請負変更契約書案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。
- (a) 名あて人が契約権者であること。
 - (b) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (c) 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - (d) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - (e) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
 - (f) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。
- ウ 工事請負契約の変更後、変更契約書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。
- (a) 債権者が契約権者であること。
 - (b) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (c) 債務者が受注者であること。
 - (d) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (e) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (f) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ウ 工事請負契約の変更後、異動承認書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

8 工期短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請

負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約権者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

- (a) 名あて人が契約権者であること。
- (b) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (c) 保証期間を変更する旨の記載があること。
- (d) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- (e) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (f) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 工事請負契約の変更後、変更契約書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約権者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約権者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

- (a) 債権者が契約権者であること。
- (b) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (c) 債務者が受注者であること。
- (d) 異動を承認する旨の記載があること。
- (e) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (f) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ 工事請負契約の変更後、異動承認書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につつっておくものとする。

9 履行遅滞時の取扱い

契約権者は、履行遅滞が生じた場合において、工事約款第42条第1項、測量等約款第41条第1項、土木設計約款第41条第1項、建築設計約款第43条第1項又は監理約款第31条第1項の規定により、損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。
- (a) 名あて人が契約権者であること。
 - (b) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (c) 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - (d) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - (e) 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
 - (f) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。
- ウ 工事請負契約の変更後、変更契約書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約権者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。
- イ 契約権者は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。
- (a) 債権者が契約権者であること。
 - (b) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (c) 債務者が受注者であること。
 - (d) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (e) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (f) 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
- ウ 工事請負契約の変更後、異動承認書は出納機関で保管し、その写しを工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

10 契約の方法及び入札の条件への記載

契約の方法及び入札の条件に契約の保証についての説明事項を記載するものとする。